

2020 年 4 月 10 日

公益社団法人 全日本病院協会
健保連 日帰り人間ドック実施指定施設 各位
特定健診・特定保健指導集合契約A参加施設 各位

公益社団法人 全日本病院協会
会 長 猪 口 雄 二
人間ドック委員会
委員長 西 昂

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 人間ドック健診等における対応について

平素は、本会事業活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言（別添 1）を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされたところです。

この「緊急事態宣言」を受けて厚生労働省は 4 月 8 日付けで通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」を発出しております。

当協会の健保連 日帰り人間ドック実施指定施設におかれましては、厚生労働省のこの通知内容に沿って、粛々と対応して戴き、人間ドック・健診受診者の安全と各施設の感染拡大防止対策を第一にお考え戴き以下のとおりご協力をお願い申しあげる次第です。

<人間ドック・健診施設へのご協力のお願い事項>

1) 緊急事態宣言の対象地域内にある人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に受診の延期をお願いし、少なくとも緊急事態宣言の期間中は、特定健康診査等は実施しないこと。

2) 緊急事態宣言の対象地域以外の人間ドック・健診施設

人間ドック・健診等を受診される皆様に対しては、受診の延期をお願いするか、もしくは新型コロナウイルスの感染拡大の防止策を徹底し、受診者(保険者)のご理解を得、十分な安全策を確認した上で実施されること。

*なお、緊急事態宣言の対象地域、対象地域外に関係なく、公的保険者以外が行う人間ドック・健診等は自粛対象事業には含まれておりませんが、自粛は当然必要とされております。

また、対面形式や集合形式では行わない事が強調されております。

従って受診者数、時間帯その他を十分考慮して戴き、呼吸機能検査などは後日施行して戴く、更に結果説明や生活指導は工夫する事が成されれば実施は可能かもしれません。

しかし、これは受診者・健診施設双方の自己責任で行われる場合に限りです。

結論として当協会としては公的保険者以外が行う人間ドック・健診等に関しては一律の中止要請はしない事とします。

3) 緊急事態宣言が 5 月始めに終了するとは限りません。終了時期については、政府関係機関、報道等をご確認ください。

以上